



かどわき ぎんた
門脇 銀太くん 3歳 興野々

サッカー頑張ってます☆
7月にお兄ちゃんになり、妹の世話もできる優しい銀ちゃん！元気に大きくなってね！

happy
birthday

11月生まれの
元気っず



あがわ ここね
小川 心音ちゃん 3歳 小西野々
ダンスだーいすきここね♡上手だよ♪いつもニコニコ顔のこっこでいてね😊みんな、こっこだいすきです♡



たけうち
武内

なあや
直弥くん

1歳
近永

たくさんの愛情で大きくなったなおちんです😊
エヘッ♪

10月から子ども手当が変わりました。申請をお忘れなく

平成23年10月からの子ども手当を受け取るには、支給対象となるか審査しますので、これまで受け取っていた人も含め、対象の子どもを持つ全ての人の申請が必要です。※公務員は勤務先に申請

●対象 中学生以下(平成8年4月2日以降生まれ)の子どもを持つ保護者
(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

●支給額(平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・0歳～3歳未満 月額15,000円(一律)
- ・3歳～小学校修了前 月額10,000円(第3子以降は15,000円)
- ・中学生 月額10,000円(一律)

●支給月 10月分～1月分…平成24年2月 2月分～3月分…平成24年6月

●認定請求等 現在子ども手当を受け取っている人は、平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を遡って受け取ることができます。ただし、転入により新たに受給資格が生じた人、10月以降に子どもが生まれた人は、転入した日または子どもが生まれた日から15日を経過するまでに必ず申請してください。※3月までに申請しても遡って受け取れません。

子ども手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

●持参品 請求者の保険証・通帳・印鑑

●問い合わせ 町民課 児童福祉係 内線2118